

## 盛岡市職員給与支給条例の一部改正について

平成 17 年 11 月 28 日  
総 務 部

## 1 提案理由

国及び県の例に準じ一般職の職員の給料月額及び手当の額の改定等をするとともに、市議会議員等の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

## 2 改正の概要

## (1) 給料表の改定 (平成 17 年 12 月 施行)

	行政職給料表	医療職給料表 (1)	医療職給料表 (2)
改 定 率	△ 0.3 %	△ 0.3 %	△ 0.3 %

## (2) 諸手当

## ① 初任給調整手当について (平成 17 年 12 月 施行)

医師及び歯科医師に対する手当の支給月額の限度額を 216,000 円 (現行 216,700 円) とする。

## ② 扶養手当について (平成 17 年 12 月 施行)

配偶者に係る手当の支給月額を 13,000 円 (現行 13,500 円) とする。

## ③ 勤勉手当について

(平成 17 年 12 月施行, ただし平成 18 年度以降については平成 18 年 4 月施行)  
勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。

	現 行	改定 (17 年度)	改定 (18 年度以降)
6 月期	0.7 月	0.7 月	0.7 2 5 月
12 月期	0.7 月	0.7 5 月	0.7 2 5 月
計	1.4 月	1.4 5 月	1.4 5 月

## ④ 市議会議員及び常勤特別職の期末手当について

(改正条例の附則において、「盛岡市議会の議員の報酬および費用弁償等に関する条例」と「盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例」の一部改正)  
期末手当の支給割合を次のとおりとする。

	現 行	改 定
6 月期	1.6 月	1.6 月
12 月期	1.7 月	1.7 5 月
計	3.3 月	3.3 5 月